令和８年度（２０２６年度）熊本県教育委員会社会教育施設等関係会計年度任用職員採用試験（試験案内・申込書）

１　勤務場所、職種、採用予定人数、主な業務内容及び任用期間

勤務場所	職　　種	採用予定人数	業務内容	任用期間
熊本県立図書館	司書補助員 （図書館及び文学･歴史館業務）	４人 程度	・カウンター業務 （貸出、返却、レファレンス、文学･歴史館受付） ・図書資料整理及びデジタル化 ・市町村立図書館を対象とした蔵書貸出･配送準備	令和８年（２０２６年）４月１日～ 令和９年（２０２７年）３月３１日
	カウンター補助員 （カウンター補助業務）	２人 程度	・図書館資料の整理及び貸出･返却	

※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。

２　受験資格

（１）資格要件等

職　　種	資　格　要　件
司書補助員 （図書館及び文学･歴史館業務）	○司書又は司書補の資格を有すること（採用試験時取得見込を含む。） ○基本的なパソコン操作ができること ○図書資料等の整理に必要な能力を有すること
カウンター補助員 （カウンター補助業務）	○基本的なパソコン操作ができること

※ただし、受験時に資格取得見込で受験された方は、任用時に資格を有していなければ任用はできません。

（２）全職種共通

次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

３　試験の方法

（１）試験内容

職員として必要な知識等について、「司書補助員（図書館及び文学･歴史館業務）」は小論文試験と個別面接による口述試験、「カウンター補助員（カウンター補助業務）」は個別面接による口述試験を行います。

（２）受験の際に持参するもの

・受験票、筆記用具（ボールペン、鉛筆・消しゴム等）

４　試験の日程等

（１）日時

①　「司書補助員（図書館及び文学・歴史館業務）」

令和８年（２０２６年）２月１２日（木）午後１時集合

小論文試験　　午後１時１５分から～午後２時

個別面接による口述試験　午後２時１５分～　※随時終了

② 「カウンター補助員（カウンター補助業務）」
令和８年（２０２６年）２月１２日（木）午前９時３０分集合
個別面接による口述試験　午前９時４５分～　※随時終了

（２）会場
熊本県立図書館（熊本市中央区出水２丁目５－１）
電話０９６－３８４－５０００（代表）

（３）合格発表：令和８年（２０２６年）２月２５日（水）午前１０時
※　２つ以上の職種を併せて受験することはできません。
※　試験結果については、郵送により文書で通知します。
※　また、合格者の受験番号を県立図書館に掲示するとともに熊本県ホームページ及び県立図書館ホームページでも掲載します。

5　採用方法等

（１）合格者については、職種ごとに「会計年度任用職員任用者名簿」に登載し、令和８年（２０２６年）４月１日以降、採用が必要な時期に成績の上位者から採用します。
（２）合格の有効期間は、合格発表の日から令和９年（２０２７年）３月３１日までとしますが、有効期間内の会計年度任用職員任用者数が名簿登載者数よりも少ない場合は採用されないこともあります。
（３）熊本県の会計年度任用職員又は育休等代替臨時職員である方も応募できます。

6　勤務条件等

（１）職の区分：地方公務員法第２２条の２第１項第１号に定める会計年度任用職員の職
（２）任用期間：令和８年（２０２６年）４月１日から令和９年（２０２７年）３月３１日 まで
ただし、勤務成績が良好で、予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。
（３）勤務条件等：次表のとおりです。

職　種	勤務時間	報酬等
司書補助員 （図書館及び文学･歴史館業務）	月２０日以内、週２９時間以内 （土日祝日勤務あり） 原則週４日は５時間４５分勤務 週１日は６時間勤務	① 報酬日額 ５時間４５分 ７，１１９円～８，４４３円 ６時間 ７，４２８円～８，８１１円 ② 通勤費用 実費相当額を支給 ①　期末手当 令和８年６月期：最大１．２６２５月 令和８年１２月期：最大１．２６２５月 ②　勤勉手当 令和８年６月期：最大１．０６２５月 令和８年１２月期：最大１．０６２５月
カウンター補助員 （カウンター補助業務）	月５日以内、１日７時間４５分 （土曜日又は日曜日勤務）	①　報酬日額 ９，３８０円 ② 通勤費用 実費相当額を支給

※１ 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。

※２ 報酬日額、通勤費用、期末手当、勤勉手当、各種手当に相当する報酬については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。

※３ 概ね期末手当及び勤勉手当の額は、任用期間における報酬の１月当たりの平均支給額（各種手当に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員として在職期間に応じた月数を乗じた額となります。

（４）社会保険等：地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法および雇用保険法の定めるところによります。なお、カウンター補助員の場合、法律の規定及び勤務日数等により社会保険は適用されません。

（５）公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによります。

（６）条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は１月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。ただし、採用後１か月間の勤務日数が１５日に満たない場合は、その日数が１５日に達するまで条件付採用期間を延長します。

また、採用時までの申告事項が事実と異なり、学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があると認められた場合その他職員として不適格であると認めた場合は、正式採用されないことがあります。

（７）地方公務員法の適用：地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象になります。

（８）退職に関する事項：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例によります。

（９）特 記 事 項：本業務へ従事するに当たっては、令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

なお、確認の結果、特定性犯罪の前科があった場合及び誓約書や履歴書等を詐称した場合は任用されない可能性があります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙①（参照条文）をご参照ください。

7　試験結果の情報提供

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができます。受験者本人が①受験票又は合格通知書と②本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、午前８時３０分から午後５時１５分までの間に直接提供場所へおいでください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日、休館日である火曜日（国民の祝日に関する法律により休日とされる日の場合は、その翌日）及び毎月最終金曜日は受付けできません。

また、電話、はがき等による情報の求めに対しては提供できませんのでご注意ください。

情報提供を求めることができる人	提供内容	提供期間	提供場所
採用試験受験者	総合得点及び順位	合格発表の日から１ヶ月間	熊本県立図書館

８　申込手続等

<table>
<tr><td rowspan="5">申込手続</td><td>申込先</td><td colspan="2">熊本県立図書館　総務課
〒862-8612　熊本市中央区出水２丁目５－１　電話　０９６－３８４－５０００</td></tr>
<tr><td>申込方法</td><td colspan="2">○申込書・写真票に必要事項を記入のうえ、所定の箇所に写真を貼ってください。
○申込書Ⅱから受験票だけを切り取って、郵便はがきの裏に貼ってください。
　また、郵便はがきの表に住所、氏名及び郵便番号を記入してください。
○申込書Ⅰと申込書Ⅱ（受験票を切り取った残り）及び受験票を貼った郵便はがきを申込先に郵送又は持参してください。
○ハローワークを通じて申し込む場合は、ハローワークからの紹介状を添付してください。
　郵送する場合は、必ず簡易書留郵便にし、封筒の表に「(『希望する職種名』を記入)申込」と朱書してください。
　※司書補助員（図書館及び文学・歴史館業務）については、司書又は司書補の資格証書等の写しを併せて提出してください。（資格取得見込の方を除く。）
　※写真票の写真（申込前６ヶ月以内に写したもので、本人と確認できるもの。縦４cm、横３cm程度）は、裏面に氏名と生年月日を記入して所定の箇所に貼ってください。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">受付期間</td><td colspan="2">令和８年（２０２６年）１月２３日（金）～令和８年（２０２６年）２月４日（水）
ただし、受付期間内であっても、申込者が一定数に達した場合は受付を締め切ります。</td></tr>
<tr><td>持参</td><td>受付時間　　９：３０～１７：１５
土日及び毎週火曜日、１月３０日（金）は、持参での受け取りができませんので、お気を付けください。</td></tr>
<tr><td>郵送</td><td>令和８年（２０２６年）２月４日（水）必着</td></tr>
<tr><td colspan="2">受験票の交付</td><td colspan="2">受付終了後郵送しますが、令和８年（２０２６年）２月９日（月）までに届かない場合は、至急、申込先まで問い合わせてください。</td></tr>
</table>

[注　意] １　受験票は、受付終了後に郵送しますが、受験票の交付後は、試験についての問い合わせ等に受験番号が必要ですので、受験番号は別に控えておいてください。
２　受験票を紛失した場合は、必ず申込先へ連絡してください。
３　「職種」欄には、希望する職種名を記入してください。
４　募集するすべての職種において、事務手続き等は「８申込手続等」のとおり行います。
５　２つ以上の職種を併せて申し込むことはできません。

◎　問い合わせ先
〒862-8612　　熊本市中央区出水２丁目５－１
熊本県立図書館　総務課
電話（０９６）３８４－５０００
※土・日・祝日、毎週火曜日及び毎月最終金曜日は、電話等の問い合わせはできません。

別紙①

（参照条文）
学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69 号）（抄）
（定義）
第二条（略）
７ この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
三 児童福祉法第六十条第一項の罪
四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
８ この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの